

九重町景観条例施行規則をここに公布する。

令和8年3月23日

九重町長 日野康志

九重町規則第10号

九重町景観条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、景観法(平成16年法律第110号。以下「法」という。)及び九重町景観条例(令和8年九重町条例第13号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(住民等による景観計画の提案)

第2条 法第11条第1項又は第2項の規定による景観計画の策定又は変更の提案は、景観計画提案書(様式第1号)により行うものとする。

2 法第14条第1項の規定による通知は、景観計画提案結果通知書(様式第2号)により行うものとする。

(行為の届出)

第3条 条例第7条第1項の規定による届出は、九重町景観計画区域内行為届出書(様式第3号)により行うものとする。

3 前項の届出書には、次に掲げる行為の区分に応じ、当該各号に定める図書を添付しなければならない。ただし、町長が必要がないと認めるものについては、この限りでない。

(1) 法第16条第1項第1号から第3号までに掲げる行為 景観法施行規則(平成16年国土交通省令第100号。以下「省令」という。)第1条第2項第1号から第3号までに掲げる図書

(2) 条例第7条第3項各号に掲げる行為 別表第1

(事前協議)

第4条 条例第7条第1項又は第2項の規定による届出の対象となる行為を行おうとする者は、その届出の前に町長と協議しなければならない。

2 前項の協議は、九重町景観計画区域内行為事前協議書(様式第4号)により行うものとする。

3 前項の協議書には、前条第2項に掲げる図書を添付して行うものとする。

(完了届)

第5条 条例第7条第1項又は第2項の規定による届出をした者は、当該届出に係る行為を完了したときは、速やかに九重町景観計画区域内行為完了届出書(様式第5号)を町長に提出するものとする。

(行為の変更届出)

第6条 条例第7条第2項の規則で定める事項は、設計又は施工方法のうち、その変更により同条第1項の規定による届出に係る行為が法第16条第7項各号に掲げる行為(同項第11号の規定に基づき条例第9条に定める行為を含む。)に該当することとなるもの以外のものとする。

2 条例第7条第2項の規定による変更の届出は、九重町景観計画区域内行為変更届出書(様式第6号)により行うものとする。

3 前項の届出書には、第3条第2項に掲げる図書(当該変更に関係するものに限る。)を添付して行うものとする。

(国の機関等による行為の通知)

第7条 法第16条第5項の規定による通知は、九重町景観計画区域内行為通知書(様式第7号)により行うものとする。

(勧告)

第8条 条例第8条第1項の規定による勧告は、九重町景観計画区域内行為に対する勧告書(様式第8号)により行うものとする。

(勧告に従わない場合の公表)

第9条 条例第8条第2項の規定による公表は、勧告を受けた者の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては代表者の氏名並びに勧告の概要その他必要な事項を公告することにより行うほか、広く町民に周知させる方法により行うものとする。

2 町長は、条例第8条第3項の規定により意見を述べる機会を与えるときは、勧告を受けた者に対し、意見を述べる機会を与える旨その他必要な事項を勧告公表通知書(様式第9号)により通知するものとする。

3 前項の通知を受けて意見を述べようとする者は、当該通知を受けた日から起算して10日以内(法第18条第1項の規定に反し、又は違反するおそれがあると町長が認める場合は5日以内)に勧告の公表に対する意見書(様式第10号)により意見を述べなければならない。

(適用除外)

第10条 条例第9条第4号の規則で定める規模は、条例第5条第2項に規定する景観形成重点地区を除く景観計画の区域においては別表第2の左欄の区分に応じ、右欄に定める区分及び規模とし、景観形成重点地区においては別表第3の左欄の区分に応じ、それぞれ右欄に定める区分及び規模とする。

(適合の通知)

第11条 町長は、第3条の規定による届出が九重町景観計画に定められた当該行為の制限に適合すると認めたときは、九重町景観計画区域内行為適合通知書(様式第11号)によりその旨を届出者に通知するものとする。

(変更命令等)

第12条 法第17条第1項の規定による命令は、九重町景観計画区域内行為に対する命令書(様式第12号)により行うものとする。

(期間の延長)

第13条 法第17条第4項の規定による通知は、九重町景観計画区域内行為の届出に対する変更命令の期間延長通知書(様式第13号)により行うものとする。

(原状回復等命令)

第14条 法第17条第5項の規定による原状回復等命令は、九重町景観計画区域内行為に対する原状回復等命令書(様式第14号)により行うものとする。

(身分証明書)

第15条 法第17条第8項及び法第23条第3項(法第32条第1項において準用する場合を含む。)に規定する身分を示す証明書は、身分証明書(様式第15号)によるものとする。

(景観重要建造物等の指定の提案)

第16条 法第20条第1項又は法第29条第1項の規定による景観重要建造物又は景観重要樹木(以下「景観重要建造物等」という。)の指定の提案は、景観重要建造物(樹木)指定提案書(様式第16号)により行うものとする。

(景観重要建造物等の指定の通知等)

第17条 法第21条第1項又は法第30条第1項の規定による通知は、景観重要建造物(樹木)指定通知書(様式第17号)により行うものとする。

(景観重要建造物等の現状変更の許可申請等)

第18条 法第22条第1項又は法第31条第1項の規定による許可の申請は、景観重要建造物(樹木)現状変更許可申請書(様式第18号)により行うものとする。

2 前項の申請書には、省令第9条第2項各号又は省令第14条第2項各号に規定する図書を添付しなければならない。ただし、町長が必要がないと認めるものについては、この限りでない。

3 町長は、第1項の申請があったときは、その内容を審査し、許可の適否を決定し、その旨を景観重要建造物(樹木)現状変更許可(不許可)通知書(様式第19号)により当該申請を行った者に通知するものとする。

(景観重要建造物等の原状回復等命令)

第19条 法第23条第1項(法第32条第1項において準用する場合を含む。)の規定による命令は、景観重要建造物(樹木)原状回復等命令書(様式第20号)により行うものとする。

(景観重要建造物等の管理に関する命令又は勧告)

第20条 法第26条又は法第34条の規定による命令又は勧告は、景観重要建造物(樹木)の管理に関する命令書(様式第21号)又は景観重要建造物(樹木)の管理に関する勧告書(様式第22号)により行うものとする。

(景観重要建造物等の指定の解除の通知)

第21条 法第27条第3項の規定により準用する法第21条第1項又は法第35条第3項の規定により準用する法第30条第1項の規定による通知は、景観重要建造物(樹木)指定解除通知書(様式第23号)により行うものとする。

(所有者の変更の届出)

第22条 法第43条の規定による届出は、景観重要建造物(樹木)所有者変更届出書(様式第24号)により行うものとする。

(九重町景観審議会の組織及び運営)

第23条 条例第15条の規定により意見を聴くこととされた事項並びに良好な景観の形成に関する重要事項について調査及び審議する九重町景観審議会(以下「審議会」という。)は、良好な景観の形成に関する重要事項について、町長に意見を述べることができる。

- 2 審議会は、委員10人以内をもって組織する。
- 3 委員は、学識経験者、景観形成に関係する団体の代表者、その他町長が適当であると認める者のうちから町長が委嘱する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 7 会長は、会務を総理する。
- 8 会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、会長及びその職務を代理する者が不在のときは、町長が招集する
- 9 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(景観形成町民団体の認定の申請)

第24条 条例第16条第2項の規定による景観形成町民団体の認定の申請は、景観形成町民団体認定申請書(様式第25号)に、次に掲げる図書を添付して行うものとする

- (1) 団体の規約
- (2) 団体の活動区域を示す図面
- (3) 団体の構成員及び役員の氏名並びに住所を記した書面
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認めるもの

(景観形成町民団体の認定の決定)

第25条 町長は、前条の規定により景観形成町民団体の認定申請があったときは、速やかにその内容を審査し、認定の適否を決定しなければならない。

2 町長は、景観形成町民団体の認定をしたときは景観形成町民団体認定通知書(様式第26号)により、認定しなかったときは景観形成町民団体不認定通知書(様式第27号)により通知するものとする。

(景観形成町民団体の認定の取消し)

第26条 町長は、条例第16条第3項の規定により景観形成町民団体の認定を取り消すときは、景観形成町民団体認定取消通知書(様式第28号)により通知するものとする。

(景観協定の認可の申請等)

第27条 条例第17条第1項の規定による景観協定の認可の申請は、景観協定認可申請書(様式第29号)に、次に掲げる図書を添付して行うものとする。

- (1) 法第81条第2項に規定する事項を定めた景観協定書
- (2) 景観計画締結理由書
- (3) 景観協定区域及び景観協定区域隣接地を表示する図面
- (4) 法第81条第1項及び第3項に規定する土地所有者等並びに法第91条に規定する借主等の住所、氏名及び権利の種類並びにその合意を証する書面
- (5) 前4号に掲げるもののほか、町長が必要と認めるもの

2 町長は、前項に規定する申請があったときは、速やかにその内容を審査し、その適否を決定し、その旨を景観協定認可決定等通知書(様式第30号)により当該申請を行った者に通知するものとする。

3 前2項の規定は、条例第17条第2項の規定により準用する条例第17条第1項の規定による景観協定の変更及び廃止の申請について準用する。この場合において、第27条第1項中「第18条第1項」とあるのは「第18条第2項」と、「認可」とあるのは「変更及び廃止」と、「景観協定認可申請書(様式第29号)」とあるのは「景観協定変更(廃止)認可申請書(様式第31号)」と、同条第2項中「景観協定認可決定等通知書(様式第30号)」とあるのは「景観協定変更(廃止)認可決定等通知書(様式第32号)」と読み替えるものとする。

(その他)

第28条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第3条から第15条までの規定は、令和8年4月30日までの間に着手した行為については適用しない。

